

旭川市中央地区流雪溝管理運営要項

旭川市中央地区流雪溝は「管理運営協議会」で投雪ルールなどを定め、地域住民が自主的に協力しあいながら利用するシステムです。流雪溝は河川水によって雪を運ぶ施設であるため、その運用管理を誤ると道路の冠水、家屋への浸水などの事故につながる恐れがあります。このようなことから、流雪溝の安全性と適切な運用を確保するため、次のとおり「旭川市中央地区流雪溝管理運営要項」を定めています。

1 流雪溝の利用

流雪溝の利用にあたって、利用者の皆さまに守っていただく基本的なことは、次のとおり。

(1) 利用時間

- ①利用時間は午前 6 時から午後 9 時 30 分とする。
 - ・ただし、午前 6 時から午前 10 時までは投雪制限を行う。
 - ・時間割の詳細については別途事務局から通知する。
 - ・この時間帯以外に投雪すると水があふれる等の事故につながるため、投雪を行わないこと。

(2) 投雪口の制限

- ①同時に利用できる投雪口は各町内ごと 3 箇所とする。

(3) 投雪用具の管理

- ①開閉棒、突棒、セーフティーコーン等の投雪用具の管理は利用者が各自責任をもって管理保管する。

2 投雪の作業方法

流雪溝への投雪に当たって利用者の皆さまに守っていただく作業方法は、次のとおり。

(1) 作業の開始

- ①安全を確認の上、セーフティーコーン等を車や歩行者が見やすい場所に倒れないように立てる。
- ②投雪口のフタを開閉棒で開ける。
 - ・フタの回りが凍っている時は、お湯で溶かしたり突棒で氷を砕いてから開ける。
 - ・投雪口のフタは投雪作業の時以外は開けない。
- ③突棒等で投雪口の回りをきれいにし必ず水の流れを確認する。

(2) 投雪作業

- ①安全を確認の上、歩車道及び宅地内の雪を人力により投雪する。
 - ・除雪機械(ショベル等)で直接、投雪しない。
 - ・雪以外の異物(ごみ、空き缶、油等)を投げ入れない。
 - ・誤って投雪用具等を落としたときは必ず中央監視室に連絡し、指示を受ける。

- ②投雪中に水位や水の流れが変わったときは閉塞の恐れがあるため投雪を一時中止し、正常になってから投雪を再開する。

(3) 異常時の対応

- ①異常が認められたときは直ちに中央監視室に連絡する。
②警報施設(回転灯・スピーカー)が作動したときは直ちに投雪を中止し、復旧作業に協力する。

(4) 作業の終了

- ①突棒等で投雪口の回りをきれいにし、フタを完全に閉める。
・フタが完全に閉まっていないと除雪の際にフタの破損等につながるため。
②投雪用具を片付け、保管する。
・歩車道上に投雪用具等を置き忘れないようにする。

3 その他

利用者は、流雪溝の合理的かつ効率的な運用を図り、住民相互の親交を深めるとともに地域の振興発展に努めるよう留意すること。

【連絡先】

旭川市中央地区流雪溝管理運営協議会 事務局

旭川市土木事業所内 TEL 36-2244

FAX 36-4521

※【令和7年度中央監視室】TEL 36-6070(直通)

(※中央監視室の電話番号は、毎年度変更になります。)